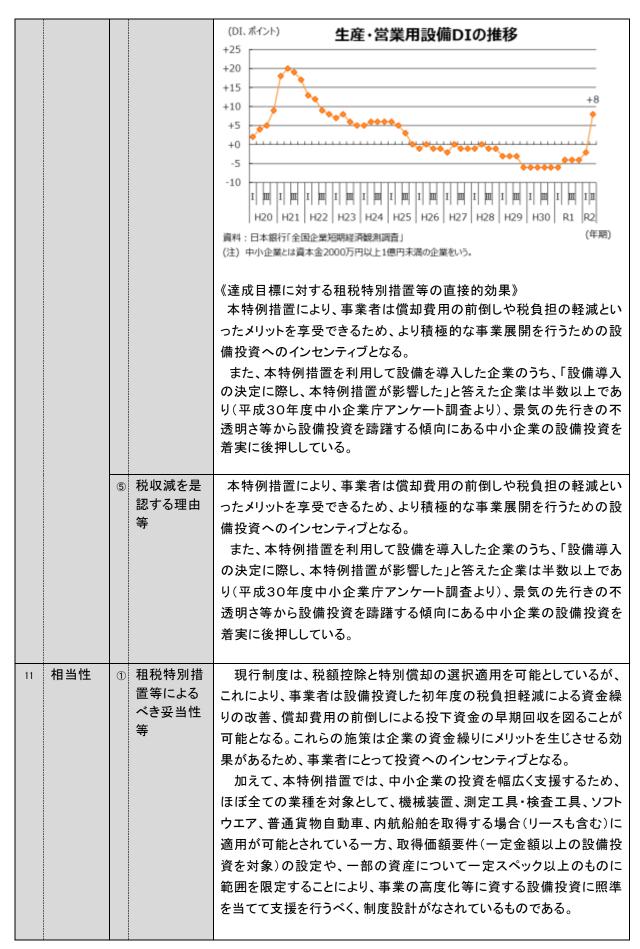
租税特別措置等に係る政策の事前評価書

	ᆉᆖᇎᄺᇰᅬᅀᆝᆝᅩᆉᅜ	
1	政策評価の対象とした政策	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等
	の名称	の特別控除(中小企業投資促進税制)の延長
2	対象税目 ① 政策評価の	(国税 26·地方税28(自動連動))
	対象税目	(法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
	② 上記以外の	所得税:外
	税目	
3	要望区分等の別	【新設·拡充· <mark>延長</mark> 】 【単独·主管· <u>共管</u> 】
4	内容	《現行制度の概要》
		一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価
		額の 30%の特別償却又は 7%の税額控除が選択適用(税額控除は資
		本金 3,000 万円以下の法人、個人事業主のみ)できるもの。
		《要望の内容》
		適用期限を2年間延長し、令和5年3月31日までとする。
		《関係条項》
		所得税
		租税特別措置法第 10 条の3
		租税特別措置法施行令第5条の5 租税特別措置法施行規則第5条の8
		法人税
		租税特別措置法第 42 条の6、第 52 条の2、第 68 条の 11
		租税特別措置法施行令第 27 条の6、第 30 条、第 39 条の 41
		租税特別措置法施行規則第 20 条の3
5	担当部局	医薬·生活衛生局生活衛生課
6	評価実施時期及び分析対	評価実施時期:令和2年8月
	象期間	八七十 年 世界 元十 00 左左
	承初 問	分析対象期間∶平成 29 年度~令和3年度
7	創設年度及び改正経緯	平成10年度「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自車:車
7		平成10年度「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自車:車 両総重量8 ⁵ ン以上→3.5 ⁵ ン以上)
7		平成10年度「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自車:車
7		平成10年度「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自車:車 両総重量8½以上→3.5½以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月迄の適用期間の延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月迄の適用期間の延長) 平成14年度 2年間の延長(平成16年3月迄の適用期間の延長)、
7		平成10年度「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自車:車 両総重量8½以上→3.5½以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月迄の適用期間の延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月迄の適用期間の延長) 平成14年度 2年間の延長(平成16年3月迄の適用期間の延長)、 対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ
7		平成10年度「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自車:車 両総重量8½以上→3.5½以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月迄の適用期間の延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月迄の適用期間の延長) 平成14年度 2年間の延長(平成16年3月迄の適用期間の延長)、
7		平成10年度「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自車:車 両総重量8~以上→3.5~以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月迄の適用期間の延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月迄の適用期間の延長) 平成14年度 2年間の延長(平成16年3月迄の適用期間の延長)、 対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長(平成18年3月迄の適用期間の延長)、対象 設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長(平成20年3月迄の適用期間の延長)、一定
7		平成10年度「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自車:車 両総重量8½以上→3.5½以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月迄の適用期間の延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月迄の適用期間の延長) 平成14年度 2年間の延長(平成16年3月迄の適用期間の延長)、 対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長(平成18年3月迄の適用期間の延長)、対象 設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長(平成20年3月迄の適用期間の延長)、一定 のソフトウエアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複
7		平成10年度「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自車:車 両総重量8½以上→3.5½以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月迄の適用期間の延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月迄の適用期間の延長) 平成14年度 2年間の延長(平成16年3月迄の適用期間の延長)、 対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長(平成18年3月迄の適用期間の延長)、対象 設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長(平成20年3月迄の適用期間の延長)、一定 のソフトウエアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複 合機の追加)
7		平成10年度「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自車:車 両総重量8½以上→3.5½以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月迄の適用期間の延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月迄の適用期間の延長) 平成14年度 2年間の延長(平成16年3月迄の適用期間の延長)、 対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長(平成18年3月迄の適用期間の延長)、対象 設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長(平成20年3月迄の適用期間の延長)、一定 のソフトウエアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複
7		平成10年度「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自車:車 両総重量8ヶ以上→3.5ヶ以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月迄の適用期間の延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月迄の適用期間の延長) 平成14年度 2年間の延長(平成16年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長(平成18年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長(平成20年3月迄の適用期間の延長)、一定のソフトウエアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月迄の適用期間の延長) 平成24年度 2年間の延長(平成24年3月迄の適用期間の延長) 平成24年度 2年間の延長(平成26年3月迄の適用期間の延長)、
7		平成10年度「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自車:車両総重量8~以上→3.5~以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月迄の適用期間の延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ平成16年度 2年間の延長(平成18年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ平成18年度 2年間の延長(平成18年3月迄の適用期間の延長)、一定のソフトウエアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月迄の適用期間の延長)平成22年度 2年間の延長(平成24年3月迄の適用期間の延長)平成24年度 2年間の延長(平成24年3月迄の適用期間の延長)平成24年度 2年間の延長(平成24年3月迄の適用期間の延長)、器具・備品及び工具の見直し(試験又は測定機器、測定
7		平成10年度「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自車:車 両総重量8~以上→3.5~以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月迄の適用期間の延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月迄の適用期間の延長) 平成14年度 2年間の延長(平成16年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長(平成18年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長(平成20年3月迄の適用期間の延長)、一定のソフトウエアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月迄の適用期間の延長) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月迄の適用期間の延長) 平成24年度 2年間の延長(平成24年3月迄の適用期間の延長) 平成24年度 2年間の延長(平成26年3月迄の適用期間の延長) 平成24年度 2年間の延長(平成26年3月迄の適用期間の延長) 平成24年度 2年間の延長(平成26年3月迄の適用期間の延長) 平成24年度 2年間の延長(平成26年3月迄の適用期間の延長) 工具及び検査工具の見直し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加)
7		平成10年度「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自車:車両総重量8~以上→3.5~以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月迄の適用期間の延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ平成16年度 2年間の延長(平成18年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ平成18年度 2年間の延長(平成18年3月迄の適用期間の延長)、一定のソフトウエアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月迄の適用期間の延長)平成22年度 2年間の延長(平成24年3月迄の適用期間の延長)平成24年度 2年間の延長(平成24年3月迄の適用期間の延長)平成24年度 2年間の延長(平成24年3月迄の適用期間の延長)、器具・備品及び工具の見直し(試験又は測定機器、測定
7		平成10年度「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自車:車両総重量8~以上→3.5~以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月迄の適用期間の延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月迄の適用期間の延長) 平成14年度 2年間の延長(平成16年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長(平成18年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長(平成20年3月迄の適用期間の延長)、一定のソフトウエアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月迄の適用期間の延長)平成22年度 2年間の延長(平成24年3月迄の適用期間の延長)、平成24年度 2年間の延長(平成24年3月迄の適用期間の延長)、器具・備品及び工具の見直し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の見直し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の見直し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の見面し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の見面し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の見面し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の見面し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の見面し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の見面し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の見面し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の見面し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の見面し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の見加) 平成 26 年度 1年世措置部分の即時償却及び税額控除の拡充) 平成 29 年度 上乗世措置部分を改組・新設の上、2 年間の延長(平成
7		平成10年度「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自車:車 両総重量8½以上→3.5½以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月迄の適用期間の延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月迄の適用期間の延長) 平成14年度 2年間の延長(平成16年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長(平成18年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長(平成20年3月迄の適用期間の延長)、一定のソフトウエアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月迄の適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月迄の適用期間の延長) 平成24年度 2年間の延長(平成24年3月迄の適用期間の延長)、 平成24年度 2年間の延長(平成26年3月迄の適用期間の延長)、 平成26年度 3年間の延長(平成26年3月迄の適用期間の延長)、 平成26年度 3年間の延長(平成26年3月迄の適用期間の延長)、 出口の記憶に対している。 に対している。 に対しないる。 に対しないる。 に対しないる。 に対しないる。 に対しないる。 に対しないる

8	適用又は延長期間			令和3年4月1日~令和5年3月31日(2年間)
9	必要性 等	1	政策目的及 びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。中小企業の設備投資を促進し、成長の底上げに不可欠な設備やIT化等への投資の加速化や生産性の向上を図る。
				《政策目的の根拠》 中小企業基本法第 26 条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業 の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小 企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化 その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
		2	政策体系に おける政策 目的の位置 付け	基本目標 II 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること
				施策目標1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・ 増進及び国民生活の安定に寄与すること
		3	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、 下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。
				①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が土
				5 ポイント程度の水準を維持する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
				本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減とい
				ったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設 備投資へのインセンティブとなる。
				また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり(平成30年度中小企業庁アンケート調査より)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業の設備投資を 着実に後押ししている。
10	有効性	1	適用数	(単位:件)
	等			平成 29 30 令和 1 2 3 4
				適用件数 67,035 54,634 52,886 51,193 49,555 47,696
				(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 (平成30年度)より推計。

法人税 法人住民税 法人事業税 (出典) 《政中感から、設備 (%)	(平成 30 平成 2 883 114 63 租税平 成況 対ののの影響はある。 おりまする。	年度) よ 9 30 573 74 37 適 と 世間 では	令和 1 555 72 36 用実態調査	2 537 70 35 をの結果 1 実現状昨年 た大きく痛み	(単 3 520 67 34 に関する報	位:億円 4 503 65 33 報告書
(出典) 法人税 法人事業税 (出典) 《政中感ら、から、次のの。 (%)	租税 d 30 平成 2 883 114 63 租税 平成 30 対策成 成況 に 派 が業費 は が表現 のの 影資 は が表現 の の 影 で の の お と の の お と の の お と の の お と の の ま と の も と も と の も と も と の も と も と と も と も と も と も と も と も と も と も と も と も と も と も と も と	措年 9 30 573 オ4 37 一 37 一 37	用り 実態計。 ^{令和1} 555 72 36 実推計 標のでは の見込み。	をの結果 (に関する (単 3 520 67 34 に関する 3 か、先行き	報告書 -位:億円 503 65 33 報告書
法人税 法人住民税 法人事業税 (出典) 《政中感から、設備 (%)	(平成 30 平成 2 883 114 63 租税平 成況 対ののの影響はある。 おりまする。	年度) よ 9 30 573 74 37 適 と 世間 では	り推計。	2 537 70 35 をの結果 1 実現状昨年 た大きく痛み	(単 3 520 67 34 に関する報	位:億円 4 503 65 33 報告書
法人住民税 法人事業税 (出典) 《政策 目的 中外 で から、設備	883 114 63 租税特別 (平成30 対の達業響成り の影資は漏	573 74 37 措置の 37 は 37 が 道 り く に は り く に も り に も り に も り に も り に も り に も り に も り し も り し に も り し に も り し に も り し に も り と し り と り と り と り と り と り と り と り と し と り と し と り と し と り と し と り と し と り と し と り と り	555 72 36 用実態調査 り推計。 を成目標の しつあった の経済は る見込み。	537 70 35 をの結果 (実現状況 たが、昨年 大きく痛み	3 520 67 34 に関する報 の新型=	4 503 65 33 報告書
法人住民税 法人事業税 (出典) 《政策 目的 中外 で から、設備	883 114 63 租税特別 (平成30 対の達業響成り の影資は漏	573 74 37 措置の 37 は 37 が 道 り く に は り く に も り に も し に も り に も り に も り に も り に も り し も り し に も り し に も り し に も り し に も り と し り と り と し り と し り と し り と し と り と し と し	555 72 36 用実態調査 り推計。 を成目標の しつあった の経済は る見込み。	537 70 35 をの結果 (実現状況 たが、昨年 大きく痛み	520 67 34 こ関する うの新型= み、先行き	503 65 33 報告書
法人住民税 法人事業税 (出典) 《政策 目的 中外 で から、設備	114 63 租税特別 (平成 30 今の達業成り の影響に 請投資は源	74 37 措置の適 計年度) よ 状況持り、 取び直 下 はり、転 じ	72 36 用実態調査 り推計。 を成目標の しつ経済は る見込み。	70 35 をの結果 1 実現状況を たが、昨年 大きく痛み	67 34 に関する類 !》 今の新型= み、先行き	65 33 報告書 コロナウイ
法人事業税 (出典) 《政策目的 中小染症 から、設備	租税特別 (平成 30 外の達成や 業の影響に 新投資は源	37 措置の適 が現まり、よ はより、転 はよりに転じ	36 用実態調査 り推計。 を成目標の しつ経済の る見込み。	************************************	34 に関する !》 今の新型= み、先行き	33 報告書 コロナウイ
(出典) 《政策目的 中小企 ス感、設備 から、設備	和税特別 (平成30 (中の達業でののででである。 のようでは、 のようでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	描電度) よけに はいい はい はい はい はい はい はい はい はい はい に はい に	用実態調査にり推計。 を成目標のしているであったの経済は、る見込み。	」 をの結果↓ 実現状況 たが、昨年 大きく痛み	」 に関する !》 今の新型= み、先行き	報告書
《政策目的 中小企 ス感染症 から、設備	(平成 30 勺の達成物 業の業況 の影響に 請投資は漏) 年度) よ 状況及び追 は持ち直 より、足下 成少に転じ	り推計。 を成目標の しつつあった の経済は る見込み。	実現状況 たが、昨⁴ 大きく痛∂	!》 今の新型= み、先行き	コロナウイ
ス感染症 から、設備 (%) 80.0% 771.8%	の影響に 請投資は漏	より、足下 ർ少に転じ	の経済は、る見込み。	大きく痛み	み、先行き	
80.0% 71.8% 70.0%		設備投資対	キャッシュフロ	一率の推移	,	
60.0%	•					F0.18
50.0%	****	*****	*****	*****	****	50.1%
40.0%						
20.0%						
0.0%						HW L Z HZ
1						
		河以上1億円未満の	企業とする。			(年期)
(%) 設備投資実施割合の推移 45 「						
40			20,00	*****	*****	*****
30		444	***			
25		***				30.
15	0.0					
10						
O I II III III II						30 R1 R2
資料:日本政策	(金融公庫「全	国中小企業動	句調査」			(年期)
	40.0% 30.0% 10.0	40.0% 30.0% 10.0	40.0% 30.0% 10.0	40.0% 20.0% 20.0% 10.0	50.0% 20.0% 20.0% 10.0	40.0% 20.0



		② 他の支援措 置や義務付 け等との役 割分担 3 地方公共団	また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり(平成30年度中小企業庁アンケート調査より)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業の設備投資を着実に後押ししている。 中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、商業・サービス業・農林水産業活性化税制、中小企業経営強化税制がある。商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも踏まえ、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置となっている。 また、中小企業経営強化税制については、中小企業経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備を導入した場合により効果の高い措置(即時償却等)を利用できる税制となっている。
		体が協力する相当性	企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。
12	有識者の見解		_
13	前回の事前 評価の実施	評価又は事後 時期	平成 30 年 8 月